

「高知県消防広域化基本計画（案）」の意見公募手続（パブリックコメント）へ寄せられたご意見に対する考え方

- 1 意見公募期間：令和8年1月9日から令和8年2月2日
- 2 意見提出：12通（団体：3、個人：9）、62件
- 3 ご意見の内容と県の考え方：下表のとおり

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
1	全般	本計画案に示された、広域連合による「消防組織の一元化」の方針に強く賛成いたします。 計画案3ページに示された「当時の推計の2.5倍のスピードで人口減少が進行している」という現実には極めて重く、もはや従来の体制では県民の命を守れない段階にあります。広域化によるスケールメリットを最大限に活かし、一刻も早く実効性のある体制へ移行することを切望します。	消防広域化は、「スマート・シュリンク（賢い縮小）」の考え方に基づき、単なる組織再編ではなく、限られた人材と財源を生かし、県全体で持続可能な消防体制を確立しようとするものです。 現場力を減らすのではなく、管理機能を集約して現場を守るという発想の転換であり、人口減少社会における新たな公共サービスのモデルとなることを目指しています。
2	第3章 広域化対象市町村の組み合わせ	・通信指令センター統合の早期化 二次統合（全県一元の指令業務）の目標である令和16年度は、現状の人口減少スピードを考えると遅すぎると懸念します。通信の統合は「直近指令」や「ゼロ隊運用」の要であり、現場到着時間の短縮に直結します。 システム更新時期（令和15年度末）を待つ合理性は理解しますが、クラウド型システムの活用や暫定的な共同運用を検討し、令和16年を待たずに通信業務を集約して余力を生み出し、現場へ人員を再配置するロードマップの前倒しを強く求めます。	県内で最も規模の大きい、高知市と土佐市が共同運用している消防指令システムの更新時期に合わせて新たな消防指令センターを共同整備し、令和16年度から運用を開始することは、共同整備に要する期間を考慮したもので合理性があります。このことは、今年度の検討会での議論を通じて、関係者との共通の理解を得たと考えています。 人口減少により、中山間地域の消防本部では人材確保が既に困難になっていることから、令和10年度に広域連合を設置し、早期に人材確保に取り組みながら、令和16年度を目指して共同でシステムの設計・整備を進める必要があると考えています。
3	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	・女性消防吏員の積極登用と労働環境の抜本的改善 本県の女性消防吏員比率は1.8%と全国平均を大きく下回っています。広域化によって全県的な視点での施設整備やバックアップ体制が可能になるはずですが、 新組織において、女性専用施設の整備目標や、三交替制勤務への完全移行によるワークライフバランス向上を数値目標として明記してください。これが、若者に「選ばれる職場」となり、人口減少下で優秀な人材を確保する唯一の戦略になると確信します。	基本計画は、消防広域化の必要性や基本的な方向性、具体的な進め方などを明確に示し、県内の消防本部が共通認識を持って計画的に取り組むための基本的な方針を定めるものです。 広域化後の取組の目標については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら検討していく必要があると考えています。
4	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	・救急搬送の「中継搬送」のルール化と高度化 遠隔地からの長距離搬送による「地元の救急車不在（救急空白）」は致命的なリスクです。中継搬送を「努力目標」ではなく、全県一律の「標準運用ルール」として確立してください。 方面本部を越えた救急隊の中継や、ドクターカーとの合流ポイントを事前設定し、新指令システムには「最適中継ポイントの自動算出機能」を必須要件として備えるべきです。これにより、どの地域に住んでいても高度医療に繋がる時間を均等にすることを求めます。	基本計画案に記載している「中継搬送」といった広域化後の部隊運用に関する具体的な取組内容については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら検討していく必要があると考えています。

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
5	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項	<p>・消防団との「デジタル連携」の強化</p> <p>本部長が広域連合に集約されることで、市町村の消防団との距離が遠くなることを懸念します。これを補うため、新指令システムから団員のスマートフォンへ、直接災害情報や地図を共有するアプリの導入など、デジタル連携をセットで推進してください。「常備消防の広域化」と「消防団のデジタル化」を両輪で進めることが、過疎地における初期消火・救助能力を維持する鍵となります。</p>	<p>基本計画案では、デジタル技術を活用して消防サービスの高度化や業務の効率化を図ることとしています。</p> <p>消防団との連携のために活用するデジタル技術の具体的な内容についても、新たな指令システムを設計する過程の中で、市町村間で協議しながら検討していく必要があると考えています。</p>
6	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項 13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	<p>1 消防指令センターの共同運用について</p> <p>高知県における人口減少の速さを考えると、県内の消防力を維持するために財源の確保は喫緊の課題である。財源確保と現場業務の人員確保及び南海トラフ地震などの、大規模災害時における統一指揮体制の確立において、消防指令センターの共同運用は非常に有効な手段であると考え、独自の調べにおいて、指令システムの共同運用に必要なシステム整備及び運用費用は、県で共同整備した上で、国の財政措置を反映した実質的な負担額が、最低でも50億円以上必要であると試算されている。しかし、同じ条件において県が示している実質的な負担額は、42.1億円であり約7.9億円もの差が出ている。県が示す消防指令センターの共同運用におけるコスト削減効果は信憑性に欠けており、もっと細やかな整備費用の試算が必要である。</p> <p>また、県は指令センターの共同運用によって、現場業務への人員を50人程度増やすことができると示しているが、現在、高知市消防局と消防指令センターの共同運用を行っている土佐市消防本部においては、共同運用となった今も災害出動の状況によっては、非番職員の招集の連絡を行う職員が本部に残る必要があるため、実際に出動人員は増加していない。むしろ、消防職員2名を消防指令センターに派遣しなければならないため、人員定数外で消防職員を派遣しており、市町村における人件費の財政負担が増加しているのが現実である。今後、消防指令センターを共同運用すると、高知市以外の消防本部は消防指令センターに指令要員として合計18名を派遣する必要がある。この18名を人員定数外として扱うことになれば、18名分の人件費が各市町村の財政負担として増加する。もし仮に、この18名を人員定数内で取り扱った場合、指令業務と併せて総務、警防、予防業務のどれかを兼務していた消防本部の人員が18名削減されることとなり、消防本部で働く消防職員への総務、警防、予防業務負担が膨大に増加する。</p> <p>さらに、現在、高知市消防局では指令業務を担うものが現場へ出動し指揮業務も担っているが、消防指令センターの共同運用時における計画に指揮業務の内容が全く明記されていない。今後、市町村の管轄を超えた出動を行う場合、特に火災出動や救助出動において現場を指揮する指揮隊は絶対に不可欠であるが、指揮業務の内容が明記されていない現状の計画のままでは、市町村の管轄を超えた火災出動などの現場において、合同で訓練をしたこともなく、活動方法も違う消防本部の消防職員が、同じ現場で活動することで混乱が起こり、最悪は消防職員の殉職事故に繋がるリスクが非常に高くなる。</p> <p>よって、消防指令センターの共同運用については、非番招集が必要な小規模消防本部の実情や、指揮隊の適正配置など今後検討しなければならない課題を含め、もっと慎重に判断する必要がある。</p>	<p>消防指令センターの共同運用を含めた県一の消防広域化は、人口減少下においても将来にわたり県内全体の消防力を確保するとともに、大規模災害時の統一的な情報集約及び指揮体制の確立を図ることを目的としています。</p> <p>基本計画案に記載した整備費用及び運用経費については、消防防災科学センター及び県が実施した現時点での暫定的な試算結果であり、今後、仕様の具体化などの検討を進める中で、試算の精度を高めていきます。</p> <p>指令要員の配置や人件費負担のあり方、指揮体制の構築といった具体的な内容については、各消防本部の実情を踏まえ、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら検討していく必要があると考えています。</p>

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
7	<p>第5章 広域化後の消防の円滑な運営</p> <p>1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項</p> <p>2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項</p> <p>4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項</p>	<p>2 令和9年度の広域連合設置の必要性について</p> <p>広域連合については、令和16年から開始する消防指令システムの共同運用のために設置が必要であると県は主張しているが、広域連合を設置することは高知県下の消防職員が同じ組織に属して勤務することになる。そうなれば、給与等の勤務条件、給与表の統一や勤務体制を3交替制にするなど職員の処遇の統一は前提でなければならない。しかし、そうなると高知市以外の市町村は分賦金の負担が増加するが、その対応について全く検討されていないのが現状である。給与格差や勤務体制の違いは、現在でも増加している消防職員の転職や早期退職に繋がり、消防行政が維持できない状況を引き起こす可能性があるため、多様性尊重といった選択肢は無くすべきである。消防職員の処遇や勤務条件については、県の財政的垂直補完体制の強化のもと市町村との話し合いの中で、消防職員が安心して働ける職場環境と賃金労働条件を目指すべきである。</p> <p>また、現状では広域連合本部の設置場所が決まっておらず、今後、広域連合本部を設置する建物を新たに建設するとなった場合には、今の分賦金シミュレーションの金額に追加で十数億の予算が必要となり、そもそもの分賦金の前提が崩壊する。設置場所の決定については、最優先事項であり新たに建物を建設する必要がある場合には、新たな分賦金シミュレーションに基づき市町村のコンセンサスを得るべきである。</p> <p>さらに、管理機能を広域連合本部に集約することで、県内全体の消防行政における管理体制の効率化を図り、新法人における所属毎人員配置に関する基本方針及び暫定的試算によって総務部門の要員数の減少が見込まれると示されているが、総務部門において40名程度人員を削減できる根拠について信憑性が欠ける点が多い。</p> <p>組織が広域化することにより、事務作業が煩雑化してしまう可能性や、消防団事務及び消防水利施設の設置・維持管理についても、引き続き市町村からの委託により継続しなければならない可能性があることに加え、新たに広域連合議会を運営するための人員も必要になることを想定すると、管理機能を広域連合本部に集約しても40人程の削減は現実的に不可能である。人員配置については想定される全ての業務の業務量を勘案したものでなければならぬため、今一度、想定される全ての業務を洗い出し人員配置を見直す必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ続く)</p>	<p>令和10年度の設置を目指している広域連合では、消防指令システムやデジタル無線の整備に向けた検討を進めるとともに、将来的な消防本部機能の統合を見据えた先行的共同事業を実施することを基本計画案に示しています。</p> <p>給与や勤務条件といった職員の処遇の統一については、検討会や専門部会での議論の中で、一部の市町村長から財政負担の増加や他の職種とのバランスを懸念するご意見が挙がっています。</p> <p>また、消防指令センターの整備については、新たな建物を建設する場合に多額の財政負担を伴うことから、基本計画案では、既存施設内において整備を図る方向で、実務的な検討を進めることとし、高知市と県が知恵を出し合いながら協議を行っているところです。</p> <p>一方で、職員の配置や処遇などの具体的な内容については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら検討していく必要があると考えています。</p>

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
		<p>(前ページから続く)</p> <p>加えて、高知県下の災害対応については現在、高知県内広域相互消防応援協定及び計画を基に、大規模災害が発災した際は現在の15消防本部の体制で円滑に、消防組織法第6条を越えた市町村同士の火災救助救急体制が整えられている。また、令和7年度時点で各市町村職員も参加し計5回の消防対策本部訓練も実施されており、小規模消防本部が多すぎるとの国からの課題も指摘されるが、現在の体制で大きな問題が生じたことはない。さらに、県が消防広域化による消防力の強化に特別高度救助隊の創設を掲げているが、高知県内広域相互消防応援協定及び計画を活用すればその必要性はなく、仮に創設したとしてもその恩恵を受けられるのは、高知市内の中心部に近い市町村のみとなるため、創設に掛かる財政的負担を考えると費用対効果は低い。</p> <p>それだけではなく予防業務については、高知県下の各消防本部において消防法の解釈や運用に違いがあるため組織が統合されれば、その点についても統一する必要がある。</p> <p>そうすると、防火対象物の用途判定における基準も変わり、今までは設置する必要のなかった消防設備を新たに設置しないといけない防火対象物もあるため、予期せぬ財政負担を強いられる市民の混乱を招く可能性が高い。そのため、広域連合設置の前には市民に対して丁寧な説明も非常に重要である。また、予防業務の中でも消防同意や完成検査などは特に専門性が高い業務であるため、方面本部でその業務を担当させるのであれば、指導係的立場の職員が必要になることも職員配置においては考慮しなければならない。</p>	
8	第3章 広域化対象市町村の組み合わせ	<p>3 先行的共同事業の人材確保について</p> <p>共同募集及び共同試験は短期間での応募数増加の効果はあるが、民間の合同企業説明会の意義とほとんど変わらない。よって、広域連合を設置しなくても、各市町村同士が共同で採用試験説明会等を実施することで代替できる。南国市消防本部など東方面では既に行なっていることであり、確かな応募数増加が見込めるのは共同採用のみである。時代背景として、高知県の高校を卒業した学生の多くは、卒業後に県外の大学へ進学し、大学卒業後、地元高知に戻り就職するか、そのまま県外で就職するかの選択を迫られる。地元高知に戻りたいという者が一定数いながらも高知県が受け皿になれない1番の理由は、魅力ある企業の少なさと給与水準の低さである。高知県庁や高知市役所の給与は全国水準であるが、小規模消防本部の給与水準が低すぎるため、ワークライフバランスや生まれ育った地元に貢献したいという気持ち以前に、家族を養うことができるかといった不安が先行し、就職の選択肢に入らないのである。人材確保のために職員募集の方法を見直すことも大切であるが、根本的な原因である小規模消防本部の給与水準を改善することの方が重要である。</p>	<p>人材確保の具体的な取組内容や処遇面の課題等については、基本計画案に対する市町村長への意向調査の結果を踏まえた上で、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら検討していく必要があると考えています。</p>

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
9	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	<p>4 消防広域化における住民サービスの向上について</p> <p>消防広域化における住民サービスの向上について、県は初動対応車両の充実と救急車・消防車の到着時間短縮を掲げているが、高知県消防広域化基本計画に記載されている消防防災科学センターによる検証結果では、到着時間短縮が見込まれるのは高知市・いの町・土佐市の間と高知市・南国市の間など高知県中心部の市町村境に限定されたものであるとシミュレーション結果で示されている。よって、面積が東西に長い高知県においては、消防本部の「管轄のカベ」を無くすことが県下における住民サービスであるとは言えない。</p> <p>また、高知市の住民にとっては火災出動で近隣市町村に消防車両が出動してしまうことで、高知市内の消防力が低下し消防サービスの大幅な低下を招く可能性が高い。このことを考慮すると、上記の「令和9年度の広域連合設置の必要性について」の部分でも述べているが、高知県内広域相互消防応援協定及び計画を活用すれば県下の消防サービスは十分維持できる。</p>	<p>消防広域化は、県内全体で人材や資源を有効活用し、将来にわたり持続可能な消防体制を確保することを目的としています。</p> <p>とりわけ中山間地域の消防力が低下することのないように対策を講じることが喫緊の課題であり、その課題の解決に資する具体的な体制や運用については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら検討していく必要があると考えています。</p>
10	全般	<p>5 まとめ</p> <p>上記の内容から、小規模消防本部は、非番招集によって出動人員を確保しなければならず、特に火災出動や救助出動においては、非番招集の連絡を行うための消防職員を本部に残さなければならない実情など、考慮されていない点も多く、まだまだ検討が必要な課題は山積しています。今後、消防行政を維持するために、消防広域化を行う必要があることは十分理解していますが、県が掲げる高知県消防広域化基本計画の内容では、県民・市民の消防サービスが維持されるどころか大幅に低下する可能性が高いため、現段階において県が進める消防広域化には反対します。</p>	<p>人口減少が全国に先駆けて進行している高知県において、消防広域化は、県民のために将来にわたる消防力を確保し、南海トラフ地震に耐え得る安全・安心の確保を図るため、早急に取り組む必要があります。</p> <p>基本計画は、消防組織法に基づき、消防広域化の必要性や基本的な方向性、具体的な進め方などを明確に示し、県内の消防本部が共通認識を持って計画的に取り組むための基本的な方針を定めるものです。</p> <p>消防広域化に伴う各種の課題を解決するための方策は、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら検討していく必要があると考えています。</p>
11	その他	<p>第3回高知県消防広域化基本計画あり方検討会について</p> <p>第3回高知県消防広域化基本計画あり方検討会を一般傍聴した率直な感想は、今後のスケジュールや運営体制を盛り込んだ県の掲げる高知県消防広域化基本計画に対して、出席している市町村の首長がとてもし承したような反応はなく、むしろ市町村議会への説明や対応に不安を感じる意見が多い中で、基本計画に対して市町村の首長が賛成したと検討会を締め括る進め方には非常に不信感を抱きました。これを、知事が掲げるコンセンサスというのであれば、あまりにも行政改革の進め方が強引であると感じます。また、消防職員は、常に住民のためを思い、日々謙虚に研鑽を重ねながら、安全と安心を追求しています。しかし、今では住民や自分たちの将来への不安を抱えながら勤務をしている現状も、高知県消防広域化基本計画（案）の意見に付け加えお伝えします。</p>	<p>基本計画は、市町村との協議を経て県として定めるものであり、今年度に入り、市町村長が参画する4つの専門部会をそれぞれ4回開催した上で、本年1月に第3回あり方検討会を開催し、代理出席を含めて全ての市町村長が出席する中で、基本計画案については、特段の反対意見はなく、了承をいただきました。</p> <p>来年度は基本計画を基に市町村が参画する協議会で実施計画が検討されますが、基本計画の内容の一字一句が直ちに市町村を拘束するものではありません。</p> <p>各種の懸案事項は、今後、市町村間で協議しながら実施計画において定めることとしており、今後の協議会において検討していく必要があると考えています。</p>

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
12	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	1 指令センター単一拠点化について 指令センターを単一拠点とする場合においても、県全域において指令機能を確実に維持できる体制の整備が重要であると考えます。従来の指令システムにおいては、通信回線障害やシステムトラブル時の指令業務継続、事案集中時にも対応可能な指令台を増設できる仕組み、停電時の非常用電源確保などが行われています。 消防広域化にあたっては、これらの取り組みが確実に維持・発展されるとともに、多層的なバックアップを前提とした運用設計が求められると考えます。	南海トラフ地震などの大規模災害時の他、様々な障害やトラブルの発生時においても、指令機能を維持することは非常に重要だと考えています。 様々な予防策や対応策の具体的な内容については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら検討していく必要があると考えています。
13	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	2 地理的条件を踏まえた通信リスクについて 通信回線は、道路・トンネル・橋梁等に沿って敷設されることが多く、1か所の被災で広範囲の通信断につながる可能性があります。通信事業者を二重化している場合であっても、物理的な敷設経路が同一である場合には、災害時に同時断となるおそれがあるため、回線経路の分岐や冗長化について、検討段階から確認・整理する必要があると考えます。	同上
14	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	3 中山間部・過疎地域における活動について 中山間部や過疎地域では通信品質が不安定な場合がある一方、高齢化や医療体制の状況から救急要請の重要性が高い地域でもあります。このため、通信環境が制約される状況を前提として複数の通信手段を確保するとともに、通報時に十分な情報が得られない状況を想定した指令・出動体制の整備が必要であると考えます。 また、通報から現場到着、救急搬送までの時間を可能な限り短縮するための取り組みについても、併せて検討されることが望まれます。	同上
15	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	4 県境および海上における119番通報への対応について 県境付近や海上においては、携帯電話基地局の配置や電波状況により、隣接する県の消防機関に119番通報が着信する事例が想定されます。 消防広域化にあたっては、高知県消防から隣県消防機関への迅速な通報転送に加え、県境付近における出動判断について、あらかじめ整理しておく必要があると考えます。	同上
16	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	結び 高知県消防広域化は、指令機能を含めた基盤の再構築であり、地理的条件や過疎化の現状を踏まえ、非常時においても確実に機能する運用設計が期待されます。	同上

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
17	全般	<p>1 消防広域化の進め方について</p> <p>(1) 将来の人口減少や財政状況、人材確保の課題を考えた場合、消防広域化については、長期的に見て避けて通れない課題であるという認識を持っています。持続可能な消防体制を構築するという観点から、広域化の方向性そのものを否定するものではありません。</p> <p>一方で、広域化を急速に進めることについては懸念があります。特に中山間部を多く抱える地域においては、現場到着までに時間を要するケースが多く、広域化による指令・部隊運用の集約が住民サービスの低下や初動対応の遅れにつながらないか、慎重な検証が必要であると考えます。</p> <p>また、計画全体を通じて、「広域化やるべし」で工程が組まれている印象があり、課題整理や検証の結果によっては立ち止まる、あるいは見直すといった選択肢がどこまで担保されているのか疑問が残ります。</p>	<p>人口減少が全国に先駆けて進行している高知県において、消防広域化は、県民のために将来にわたる消防力を確保し、南海トラフ地震に耐え得る安全・安心の確保を図るため、早急に取り組む必要があります。</p> <p>基本計画は、市町村との協議を経て県として定めるものであり、今年度に入り、市町村長が参画する4つの専門部会をそれぞれ4回開催した上で、本年1月に第3回あり方検討会を開催し、代理出席を含めて全ての市町村長が出席する中で、基本計画案については、特段の反対意見はなく、了承をいただきました。</p> <p>来年度は基本計画を基に市町村が参画する協議会で実施計画が検討されますが、基本計画の内容の一字一句が直ちに市町村を拘束するものではありません。</p> <p>各種の懸案事項は、今後、市町村間で協議しながら実施計画において定めることとしており、今後の協議会において検討していく必要があると考えています。</p>
18	その他	<p>1 消防広域化の進め方について</p> <p>(2) 任意協議会については、今後人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力の確保を図ることを目的として、県全域で常備消防組織の一元化を目指す「高知県消防広域化基本計画」(以下「基本計画」)に基づき、広域化後の円滑な運営について定める「高知県消防広域化実施計画」(以下「実施計画」)案を検討することとしており、ワーキンググループについては、議題に応じて必要な方に参加を依頼するとしているため、高知県消防広域化をより良いものとするため、ともに協議を行うことを希望します。</p>	<p>消防広域化のワーキンググループの開催にあたっては、組織としての考えを述べるができる役職の方に参加していただき、協議を行いたいと考えています。</p> <p>その際には、関係する職員の意見も踏まえつつ、組織の考えを発言していただき、市町村間で検討していく必要があると考えています。</p> <p>加えて、様々な機会を通じて、消防関係者のご意見をお聞きして検討に生かしたいと考えています。</p>

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
19	全般	<p>2 住民サービスについて</p> <p>(1) 広域化の必要性は理解しており、総論で反対ではないですがデメリットはないのでしょうか。</p> <p>時間のかかったシミュレーション結果にはマイナス面の内容はなかったのでしょうか。県民にも全てを提示する必要があると思います。広域化しても救急車の台数は変わりません。直近指令・ゼロ隊運用で受益する地域もあれば、到着まで時間のかかりだす地域もあると思います。</p> <p>また、基本計画が住民目線ではなく、市町村議会から承認を得るための計画に変わっていると感じます。</p> <p>財政的に承認を得る必要があるのは理解しますが、検討会等では財政面の話ばかりで、県民に対してより良い消防行政にする内容があまりにも少ない気がしてなりません。</p> <p>業務の内容になれば、法定協議会で議論と言う回答ばかりで本質的な内容が何も進んでいない。消防職員のモチベーションは、特に住民サービスに直結します。</p>	<p>基本計画案で示したシミュレーションは、消防防災科学センターが一定の条件を設定した上での消防力の運用効果を試算したものです。実際の運用時のマイナス面があれば、市町村間で協議しながら課題解決方法を検討する必要があると考えています。</p> <p>消防広域化を実現するために、多くの市町村長から財政負担の増加を心配する意見が挙がっています。また、広域連合や法定協議会の設置に関しては、市町村議会の議決を得る必要があります。</p> <p>住民の代表である市町村長と、市町村としての意思決定を行う機関である市町村議会の理解を得ることは非常に重要です。</p> <p>基本計画は、消防広域化の必要性や基本的な方向性、具体的な進め方などを明確に示し、県内の消防本部が共通認識を持って計画的に取り組むための基本的な方針を定めるものです。</p> <p>基本計画に示されていない課題を解決するためには、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら実務的な検討を深めていく必要があると考えています。</p>
20	その他	<p>2 住民サービスについて</p> <p>(2) 消防広域化をするにあたり、もっとも大切なことは住民サービスを低下させないことです。そして、住民サービスを提供するのは私達消防職員です。その職員である私たちの意見を聞き、また、聞くだけではなくその声を確実に議論し、計画に反映させていくことが重要であると捉えます。</p> <p>現状のまま進めていくと退職する職員が続出し、住民サービスの低下を招いてしまいます。ただでさえ人材確保が困難になっている状況で、このままでは県の掲げる各業務分野におけるサービス水準の向上は図れないと考えます。</p>	<p>基本計画の策定に当たっては、市町村長や消防長のご意見をお聞きするため、検討会や専門部会その他、実務担当課長などによるワーキンググループなどで協議を重ねてきました。その過程の中では、職員のご意見を聞く機会を設けて検討を進めてきました。</p> <p>今後も様々な機会を通じて、職員のご意見をお聞きして検討を進めます。</p> <p>また、中山間地域では、人材確保が既に困難な状況にあり、消防広域化によって組織の規模を拡大し、魅力ある職場づくりに取り組み、人材確保を図る必要があると考えています。</p>
21	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	<p>2 住民サービスについて</p> <p>(3) 県の見解としては、直近指令・ゼロ隊運用消防指令システムを共同化することで、従来の管轄を越えて、現場に最先着できる部隊を出勤させる「直近指令」や「ゼロ隊運用」を行うよう考えており、これらを実行することで、住民にとっては、現場に最も近い隊が駆けつけてくれるようになり、被害軽減・救命率向上に繋がるとしている。また、消防職員にとっては到着遅れへの不安が減少し、初動対応の迅速化と効率化に貢献できるとしているが、体制が充実している方面本部に負担が偏ることがないように調整する必要があるとあり、現時点では上記の効果が生じるとは言い切れないのではないかと。今後の任意協議会設置後に協議されることとなるが、慎重に進めていく必要があると考えます。</p>	<p>広域化後の「直近指令」や「ゼロ隊運用」といった部隊運用については、指令センターにおいて調整ができると考えています。</p>

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
22	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	2 住民サービスについて (4) 現状の消防広域化基本計画では、発足当初の混乱を避けるためか署所数に関しては現行維持となっています。今後人口減少が進み消防署所の運営や、消防職員数自体の維持が財政的に難しくなるなか、署の再編（適正配置）が広域化のメリットであると思われませんが、将来的に再編について検討する考えはあるのでしょうか？もし再編する場合、小規模な分署や出張所が廃止される自治体が出てくる可能性があると思います。	消防広域化に関する基本的な考え方としては、人口減少によって効率が低下した地域の出張所等を単に切り捨てるような従来型の「シュリンク（縮小）」ではありません。「スマート・シュリンク（賢い縮小）」の考え方に基づき、現場機能を担う消防署所の統廃合を行うのではなく、県内15箇所に分立している消防本部の管理機能を一つに統合することによって、生まれた余力を現場の消防力に再配分するものです。
23	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	3 人材確保について 本県では全国に先駆けて人口減少が進行し、特に郡部・中山間地域の小規模消防本部では、人材確保が著しく困難な状況となっており、このままで消防力を確保できるのかという大きな危機感から、将来にわたって消防力を確保していくための抜本的な取組が求められている。また、切迫度が年々高まっている南海トラフ地震による甚大な被害への備えに加え、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や土砂災害、高齢化に伴う救急需要の増加への対応も急務となっており、人材確保が喫緊の課題であることは言うまでもない。広域化後の新規採用は、人材確保や計画的な人材配置・人事異動の観点から、広域連合が一括して実施することを想定しており、現在各消防本部で採用を行っているが、一次募集をかけても応募がなく、二次募集でやっと数名の応募があるという現状により、採用に苦慮する声も相次ぐ。人口減少が進む中において、他県との人材確保の競争が激化することが考えられるため、広域化後の採用方法についても慎重かつ効果的な方法を協議し、新規採用職員が採用後も安心して働ける体制の整備が必要となります。	消防広域化で組織の規模が拡大することにより、若者に魅力のある職場を実現でき、それを通じて優秀な人材確保につながる「共同募集」「共同試験」「共同採用」を行うことができるようになります。
24	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4 消防職員の処遇について (1) 広域化の検討と併せて、現場で業務を担う消防職員の処遇についても、しっかりと議論されるべきであると考えます。広域化により、業務範囲の拡大や負担増が想定される中で、労働条件、賃金、各種手当、勤務体制などが十分に検討されなければ、職員の疲弊や士気低下を招き、結果として消防力の低下につながる恐れがあります。消防体制の持続性を確保するためには、住民サービスの維持・向上と、消防職員が安心して働き続けられる環境整備の両立が不可欠です。広域化を進めるにあたっては、こうした点を十分に踏まえ、拙速な判断とならないよう慎重な検討を強く要望します。	給与や勤務条件といった職員の処遇の統一については、検討会での議論の中で、一部の市町村長から財政負担の増加や他の職種とのバランスを懸念するご意見が挙がっています。職員の処遇などの具体的な内容については、実施計画の策定過程の中で、改めて市町村長の意向をできるだけ尊重しながら、実務的な検討を深めていく必要があると考えています。
25	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4 消防職員の処遇について (2) 処遇諸問題を先送りにし、無理に広域化を始めた場合、広域化前の違う本部の職員間において間違いなく摩擦が生じます。2部制、3部制問題、給与問題、手当問題、全てにおいて目を背けず後回しにせず、しっかりとした議論をする必要があります。その結果、広域化から離脱する市町村があるのであれば、それが現時点での結果であると思います。	同上

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
26	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	4 消防職員の処遇について (3) 広域化に伴う人員配置の見直しや方面本部を超える異動の広域化は、通勤負担の増加やキャリア形成への影響など、職員個々の生活に直結する問題を含んでいます。こうした点についても、現時点では方向性が見えず、現場の不安を解消するには至っていません。 上記に示す諸問題の他に、職員用住宅の整備等も重要になります。	基本計画案では、職員の異動について、大多数の職員が同じ管轄区域内での人事異動の運用が想定されるとした上で、職員本人の希望及び所属側の意向を踏まえて検討するとしています。 また、広域異動する職員については、住居手当等の支給により住居の確保を支援することとしています。
27	その他	5 今後について 広域化は目的ではなく手段であり、検証の結果として異なる判断に至る可能性も含め、柔軟で開かれた検討が必要です。 現場の実情と住民サービスへの影響を十分に見極めたうえで、拙速な判断とならないよう慎重な対応を求めるとともに、上記にも記載しましたが、我々【現場で働く消防職員】とともに高知県消防広域化をより良いものとするため、建設的かつ効果的な協議を行うための場所をご準備いただくことを強く希望します。	消防広域化の協議会では、組織としての考えを述べる事ができる、責任のある立場の方に参加していただきますが、その際には、関係する職員の意見も踏まえて発言していただき、建設的かつ効果的な協議を行いたいと考えています。
28	全般	私自身は市町村消防の延長線上の「県一消防」よりは高知県による「県消防」が理想だと思っています。 (当然「消防組織法」の改正が必要なことは承知していますが、将来的には「県消防（常備消防のみ）」が追加されることを願っています。)	本県での消防広域化は、「県消防」を目指すものではなく、市町村消防の原則に基づくことを前提にして検討を進めています。
29	全般	○「県一消防の原則」という新たな概念の構築が必要と考えます。 「市町村消防の原則」の延長線上に今回の『県一消防』があると考えますが、基本計画（案）は東京消防庁のような「(県)消防」（あるいは高知市消防局への実質的な事務委託）をイメージされているように感じます。「県一消防」と「県消防」は当然ながら別物です。職員の処遇については、「多様性尊重」と「均一化推進」という形で違いを出されていますが、当該市町村が必要とする（提供する）消防力についても同様だと言えます。財政負担についてのみ「市町村消防の原則」を強調していることに違和感があります。 要旨 ①「県一消防の原則」という新たな概念の構築が必要 基本計画（案）は各市町村が提供している消防サービスの範疇を超える部分（既存の署所管轄を超えた他市町村への出動の常態化や今よりも高い消防力の保有など）は「市町村消防の原則」を超えてしまう。	同上

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
30	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	<p>○市町村が必要とする消防力は「高知市」と「高知市以外」で分けて考える必要があると思います。 高知市は「都市型消防」で費用も含め高度な消防力を有しておりますが、高知市以外は「非都市型消防」であり、大半の市町村等が高知市並みの消防力を必要としているかは疑問です。広域化は必要ですので、市町村の需要に応じた消防力を2～3クラスに分けて対応してはどうかと思います。その際に資機材等を統一し全体で購入すればスケールメリットが働きますし、資機材等の配置が統一できれば現場対応の効率化も図られると思います。</p> <p>要旨 ②市町村が必要とする消防力は「高知市」と「高知市以外」で分けて考える必要あり 高知市は「都市型消防」で、高知市以外は「非都市型消防」であるので、高知市の消防は県内の消防の基準とはなりにくい。</p>	<p>基本計画案では、装備の整備水準については、10年間の装備・車両等の整備に関する計画を策定する中で検討することとしています。 その具体的な内容については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら実務的な検討を深めていく必要があると考えています。</p>
31	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	<p>○消防指令システムの共同化について 15消防本部の消防指令システムを共同化することは有意義なことだと思います。 ただ、救急車以外への動態管理システムは高知市周辺以外では過剰装備となりやすく、市町村財政の圧迫につながりかねません。救急車は出動回数及び1回の走行が管轄市町村を超えての長距離となるケースが多いので、走行状況の把握は必要です。一方、救急車以外の消防車両は出動可能台数が1～2台であり、署所に不在の場合は「訓練、調査、指導等」であり、無線連絡で十分対応ができると思います。</p> <p>要旨 ③消防指令システムの共同化について 救急車以外への動態管理システムは高知市周辺以外では過剰装備である。</p>	<p>共同整備する消防指令システムの機能等の具体的な内容については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら実務的な検討を深めていく必要があると考えています。</p>
32	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	<p>○直近指令やゼロ隊運用について これらの概念は「都市型消防」のように適切な署所間距離が確保されていることが前提であるので、高知県全域で運用をする場合は「署所の配置の見直し」が必須であり、現状で対応できるのは高知市及びその周辺だけと考えるのが妥当だと思います。高知市以外の市町村間で運用する場合は多くが出動＝非番召集となり、当該市町村内の一時的な消防力の低下を招くとともに、消防職員の負担増につながりますので、運用地域の限定が必要です。また、応援要請に基づく出動なら、その都度必要経費を当該市町村間で精算となりますが、恒常的な運用で「市町村消防の原則」を優先するならば、出動回数(受益)に応じた新たな経費負担の概念(ルール)が必要だと思います。</p> <p>要旨 ④直近指令やゼロ隊運用について 「都市型消防」のように適切な署所間距離が確保されていることが前提の運用なので、運用地域の限定が必要である。</p>	<p>広域化後の部隊運用や、それに伴う分賦金の算定ルールといった具体的な内容については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら実務的な検討を深めていく必要があると考えています。</p>

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
33	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	<p>○消防職員の給料表について 高知市の処遇に統一する必要があるのでしょうか。行政職の給料表を適用している消防本部が多いので、行政職を基本とし高知市については公安職との差額を支給する方法もあると思います。（公安職の給料表にモチベーション向上効果を期待されるなら別ですが）</p> <p>要旨 ⑤消防職員の給料表について 行政職の給料表を適用している消防本部が多いので、行政職を基本とし高知市については公安職との差額を支給する方法もある。</p>	<p>職員の処遇などの具体的な内容については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら実務的な検討を深めていく必要があると考えています。</p>
34	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項	<p>○分賦金算定について 様々な場面で高知市の消防力を高知市以外に提供する状況が増えると思われ ますが、その場合に高知市の分賦金は減額となるのでしょうか。減額されない 場合は住民感情として納得しかねます。（なぜ高知市の行政サービスを他市町 村へ無償で提供しないとイケないのか）</p> <p>要旨 ⑥⑥ 分賦金算定について 他市町村への出動は分賦金減額となるのか。住民感情としては減額がなければ 納得しかねる。</p>	<p>（No. 32への回答と同じ） 広域化後の部隊運用や、それに伴う分賦金の算定ルールと いった具体的な内容については、実施計画の策定過程の中 で、市町村間で協議しながら実務的な検討を深めていく 必要があると考えています。</p>
35	第4章 自主的な市町村の消防の広域化に向けた県の役割	<p>○県の財政支援について 基本計画（案）は市町村消防の延長線上にある『県一消防』というよりも 『県消防』の色合いが強いことから、「市町村消防の原則」の範疇を超える部 分（既存の「消防力及び財政負担」を超えてしまう「消防力及び財政負担」） は「県による財政支援を検討する」というよりも「県も応分の負担をする」が 妥当ではないかと思えます。</p> <p>要旨 ⑦県の財政支援について 「市町村消防の原則」の範疇を超える部分（既存の「消防力及び財政負担」を 超えてしまう「消防力及び財政負担」）は「県による財政支援を検討する」と いうより「県も応分の負担をする」が妥当と思う。</p>	<p>（No. 28への回答と同じ） 本県での消防広域化は、「県消防」を目指すものではなく、市町村消防の原則に基づくことを前提にして検討を進めています。</p>

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
36	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	[1]リレー搬送の際の日勤救急隊の効果的な活用 リレー搬送についてですが、現状の救急隊を使用したリレー搬送は避けるべきだと考えます。 例えば、室戸市で救急事案が発生し、香南市がリレー搬送を行うとする場合、リレー搬送対応中に香南市の救急車が出払った状態で救急が入電してしまうと、香南市で本来救えた命が救えなくなる可能性があります。また、リレー搬送を行うことになるであろう香南市、南国市、須崎市（高幡）、土佐市などは、当直の人員に余裕のある消防ではないため、救命率の低下が考えられます。ですが、現状の人員体制では救急隊の増隊は困難を極めるため、日勤救急隊を活用することが望ましいと考えます。そうすることで現状の救急体制を維持することができます。また、救急事案が多発するのは平日の日中時間帯が多いため、リレー搬送以外の救急事案もカバーすることができ、当直人員が少ない消防が火災などの際により多くの人員を派遣することができるなど、メリットが多いです。	広域化後の日勤救急隊や指揮隊といった部隊運用の具体的な内容については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら実務的な検討を深めていく必要があると考えています。
37	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	[2]「方面本部指揮隊」の設立 現在、高知市以外の消防本部は指揮隊を日勤で運用しています。ですが、火災などの際に指揮隊があることで、情報収集、消火戦略などを迅速に判断することができ、消火隊が速やかに消火活動、救助活動に移ることができるため、現場において指揮隊は重要な存在になります。また、広域化後に先日発生した土佐市の林野火災のような大規模災害が発生した場合、近隣消防署からも応援部隊が来ることになるため、情報が錯綜する可能性が極めて高く、本当に必要な情報が伝達されない可能性もあります。そのような際に迅速に情報を収集することは不可欠ですが、現在の人員規模で既存の各消防本部に指揮隊を設置することは不可能に近いです。そのため、1方面ごとに24時間体制の指揮隊を配置することが望ましいと考えます。そうすることで、前述のように迅速な消火、救助に繋がります。	同上
38	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	[3]県職員の活用 方面指揮隊や日勤救急隊を設立するといっても一番困るのは「人員面」です。そこで、県職員の方を、消防史員でなければならぬ指令課や装備担当係などを除く部署に配置することで、現場要員を増やすことができます。	県の事務とされている消防防災航空センター及び消防学校の事務や、広域連合の運営に関する事務のために、県による職員派遣を行う必要があると考えています。

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
39	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	<p>[4]車両・装備の統一について</p> <p>全国的に広域化を行った消防は車両・装備を統一することが多いですが、特に高知県の場合は絶対にしない方がいいと考えます。高知県には高吾北、安芸市などを筆頭に、各消防が自分たちの人員、地形を考えて他県とは一風変わった車両を導入する消防が多くあります。（特に救助工作車など）実際に装備担当の方にお話を伺うと、確かに特殊な車両を作らないといけない事情が多くあることが分かりました。また、高知県は高知市のように平野が多い消防と嶺北のように山間部が大半の消防があるなど、本部によって事案内容や戦術も多種多様です。このようなこともあり、各消防本部が工夫した車両・装備を入れています。ですが、この装備を統一してしまうと、対応できない事案が出てくることは確かです。</p> <p>そのため、車両の仕様書などは更新の際にその土地に精通した隊員さんが考えるべきだと考えます。車両・資機材の更新についてはしっかり予算をかけるべきです。統一して節約するべきものではないです。</p>	<p>(No. 30への回答と同じ)</p> <p>基本計画案では、装備の整備水準については、10年間の装備・車両等の整備に関する計画を策定する中で検討することとしています。</p> <p>その具体的な内容については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら実務的な検討を深めていく必要があると考えています。</p>
40	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	<p>・基本計画（案）に予防業務に携わる職員を専従させることで、予防査察を充実させることができるとあるが、広域連合本部の予防課の人数は何人を想定しているのか？方面本部の署所はどの程度予防業務に携わるのか？基本計画（案）やあり方検討会の資料の中に若干記載があるものの、もう少し内訳及び人数の根拠が今後欲しい。</p> <p>予防課予防係が担当している消防同意や完成検査は時間外が発生することもある程度には人員と時間が足りていない。他本部が消防同意や完成検査がどれだけあるかはわからないが、高知市消防局の予防係で対応している上記業務を広域連合本部の予防課で担うには人数が必要+他本部との運用のすり合わせが必要だと感じるため、配置される人数によっては職員の負担が大きく、改善の必要性がでてくるのではと感じる。また、上記の業務を消防署所におろすとしても専門性が高いため、指導係が一定数必要だと考えるが、人材・人員確保はできるのか？そのあたりの落としどころが気になる+そこを曖昧にしていると住民へのサービスの低下や混乱をきたすことにつながると考える。</p>	<p>基本計画案では、全県での一次統合時における広域連合本部の職員配置イメージを各消防本部と協議した上で、警防・救急・予防担当の合計で18名程度、また、方面消防本部の10名程度の日勤職員が総務や警防・救急・予防を担当するという暫定的試算をお示ししています。</p> <p>この人数は、分賦金の暫定的試算を行うために設定した条件であり、具体的な人数や役割分担などについては、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら実務的な検討を深めていく必要があると考えています。</p>
41	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	<p>・間接部門の集約による効率化によって、直接部門に配置…と基本計画（案）に記載があるが、現場に人数を充てるのが本当に必要なのか？充てる人数は適切なのか？間接部門の業務にもっと人員を充てる必要性はないのか。現場に人数が多いことに越したことはないと思うが、必要な業務に応じて必要な人数がいれば良いと考える。救急件数や出動時間の遅延を危惧するのであれば、救急は軽症の件数が多いため、#7119の利用を増やす取り組みを行う、救急車の有料化の検証等、時間や人的余裕を生み出すために優先的に目を向けた方がよいことが他にもある気がする。緊急度の高い事案に救急車を迅速に出動させることは市民サービスの向上にも繋がると言える。優先すべき必要な業務がなんなのか、スクラップできるものがあるかどうか、必要な業務に対してどれだけの人員や車両が必要なのか。そういった点を細かく議論はされている・される予定（時期含め）があるのか気になる。</p>	<p>ご指摘の点は、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための重要な事項であり、具体的な内容については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら実務的な検討を深めていく必要があると考えています。</p>

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
42	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・直近出動に対する認識の甘さ、知識不足 ・現場活動に対する認識の甘さ、知識不足 ・数値のみによる情報開示 ・メリットのみの公表、デメリットの県民への説明不足 <p>市町村の境を超えた直近隊の出動についてですが、救急出動で当該市町村の救急車が不在の場合、直近の他市町村の救急車が出動するとします。すると応援で出動した他市町村の救急車が不足します。救急出動のみに限らず、1つの出動における事案に係る時間は都度違っており、隣接市町村で対応できなくなるとさらに隣の市町村からの応援が必要になります。</p> <p>広域化のメリットと謳われている直近出動については、現状から全く変わらない、もしくは応援出動隊の長距離出動による負担増にしかありません。現状の数値のみでのメリットのみを記載せず、こういったデメリット部分を広く県民へ発信してください。</p> <p>火災出動や救助出動など他隊との連携が必須となる事案については日頃からの訓練や学習会など密にしておく必要があります。現在は消防本部内のみでの訓練でできていることが、他本部、さらにはその隣の本部と頻繁に訓練を実施する必要があります。当然その間は、消防署を離れ不在となる地域が発生し、広域化ともなると空白地域が広域となってしまいます。</p> <p>デメリットを理解し、シミュレーションをしっかりと実施し公表するべきです。</p> <p>高知県知事、危機管理部消防政策課職員は現場へ出向き、この計画案が本当に機能するのか確認してください。そして現場の声を聴いてください。</p> <p>このままでは、高知県民の消防行政への信頼はなくなり、民間が出て来て苦しむ人が増えます。全国初の言葉に踊らされず、県民、市町村民及び消防職員のことを切に考えてほしいです。</p> <p>やるべきは賢く縮むのではなく、シンプルに人口増のみです。</p>	<p>(No. 9への回答と同じ)</p> <p>消防広域化は、県内全体で人材や資源を有効活用し、将来にわたり持続可能な消防体制を確保することを目的としています。</p> <p>とりわけ中山間地域の消防力が低下することのないようにする対策を講じることが喫緊の課題であり、その課題の解決に資する具体的な体制や運用については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら検討していく必要があると考えています。</p>
43	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	<p>地域に根差した人材確保のため、一定の採用枠を地域枠として設定するとされているものの、新規採用職員については、処遇が良い高知市などの中心部に採用希望する職員がかなり多いと考えられる。一元化採用することで希望する地域へ配置されるとは限らず、どの地域へ配置されるか分からない状況であれば、受験希望する人が増えるのか疑問がある。また、処遇の統一が進まなければ、「地域枠」を設定したとしても中山間地域での人材確保の困難性は解消されないのではないか。</p>	<p>「地域枠」については、中山間地域の市町村長からの提案に基づいており、一定のニーズはあると考えています。</p> <p>また、消防広域化によって組織の規模を拡大し、魅力ある職場づくりに取り組み、人材確保を図る必要があると考えています。</p> <p>人材確保の具体的な取組内容や処遇面の課題等については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら検討していく必要があると考えています。</p>
44	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	<p>現在、採用条件に所属する市町村管内に居住地をかまえる必要があるため、家族等の事情により離れて生活している職員や2拠点生活をしている職員もいるため、広域化した場合にそのような条件をなくすことも考慮すべきと考えます。</p>	<p>人材確保の具体的な取組内容や処遇面の課題等については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら検討していく必要があると考えています。</p>

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
45	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	<p>職員の処遇については「必要最小限の統一を図り、多様性尊重に軸足を置く」、「消防指令システム統一などにより財源の確保の目途を立てて、残る均一化の課題を解決」となっています。</p> <p>消防職員には労働三権は認められておらず、団結権、団体交渉権、争議権が無く、労働条件について交渉できない現状では、処遇の「必要最小限の統一」がどのような内容になるか、また、「残る均一化の課題を解決」についても「協議会」や「広域連合」を希望するとのため、消防職場では不安が広がっています。</p> <p>少なくとも、一次統合の段階で処遇統一に向けたロードマップは完成させ、二次統合に向けて年次計画で統一を図っていくなど構想が必要ではないかと思えます。</p> <p>消防広域化が消防力の維持・向上を目指すのであれば、その土台となる職員の賃金労働条件についての制度設計を後回しにすべきではなく、現場職員と意見交換を行うと共に、慎重に検討すべきと考えます。</p>	<p>職員の処遇などの具体的な内容については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら実務的な検討を深めていく必要があると考えています。</p> <p>消防広域化のワーキンググループの開催にあたっては、組織としての考えを述べる事ができる役職の方に参加していただき、協議を行いたいと考えています。</p> <p>その際には、関係する職員の意見も踏まえつつ、組織の考えを発言していただき、市町村間で検討していく必要があると考えています。</p> <p>加えて、様々な機会を通じて、消防関係者のご意見をお聞きして検討に生かしたいと考えています。</p>
46	第1章 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方	<p>①基本的な考え方</p> <p>人口減少は高知県の重要な課題であることは、県内すべての関係者の共通認識だと思います。今回「スマート・シュリンク（賢い縮小）」を掲げているにも関わらず、県事務局の説明は「現在の40署所と人員は確保すると計画に書いてある」というものです。広域化の有無にかかわらず、人口減少は恐ろしいまでのスピードで進んでおり、消防機能の縮小に関する検討は避けて通ることはできないと考えています。「署所と人員は確保する」と言いながらも、計画には「第1期までは」としっかり但し書きがあり、令和12年以降は縮小の検討が必要と県事務局も認識しているのではないのでしょうか？承認を得るためのロジックとして、「署所と人員は確保」というのではなく、しっかりと縮小のグランドデザインを今の時点から描いておかなければ、長期的に県民市民の生命・身体・財産を守る消防機能の維持継続が困難になると考えます。</p>	<p>(No. 22への回答と同じ)</p> <p>消防広域化に関する基本的な考え方としては、人口減少によって効率が低下した地域の出張所等を単に切り捨てるような従来型の「シュリンク（縮小）」ではありません。</p> <p>「スマート・シュリンク（賢い縮小）」の考え方に基づき、現場機能を担う消防署所の統廃合を行うのではなく、県内15箇所に分立している消防本部の管理機能を一つに統合することによって、生まれた余力を現場の消防力に再配分するものです。</p>
47	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	<p>②ゼロ隊運用・一括採用</p> <p>ゼロ隊運用は、相互に余力のある本部同士でなければ成り立たない運用です。現在の15消防本部中、13の消防本部で救急出動が2件重複しただけで非番招集が必要な体制であり、相互に応援出動するならば、本来の管轄地域のサービス低下を招き、市町村消防の原則が崩れてしまいます。</p> <p>また、人材確保は重要な課題ですが、非番招集で維持されている現在の県内消防サービスにおいて、招集に応えるために管轄居住地制限があると考えます。一括採用になれば、当然居住地に制限をすることはできなくなります。そして、非番招集無しに現在の消防サービスを維持するならば、当直の人員を大きく増やす必要に迫られる状況となり、広域化議論が目指す方向性と違ってくるのではないのでしょうか。</p>	<p>広域化後の部隊運用といった具体的な取組内容については、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら検討していく必要があると考えています。</p>

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
48	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	③多様性 現在の地域の实情に沿ったきめ細やかな消防サービスは、様々な経過で現在の形になった素晴らしいものと思います。一方で。あり方検討会に出席いただいた、奈良県広域消防の方も、大分県の県一指令センターの方も、統一するためには均一化が必要だったと述べていました。ひとつの本部を目指す中で、多様な運用を実施すれば、事務作業は増え、ヒューマンエラーの要因は増え、まったく統合のメリットが無くなります。現在の15消防本部が多様な運用を行っている現状と何も変わらないのではないのでしょうか。賢く縮小して均一なサービスを目指すのか、コストと人員をかけてでも多様性を維持するのかの議論が必要ではないのでしょうか。	広域化のメリットを十分に生かせるよう、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら、均一化推進と多様性尊重の適否について、市町村長の意向をできる限り尊重しながら、取組ごとに判断していく必要があると考えています。
49	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項	④消防団 県事務局は、広域化は常備消防の話で、消防団は市町村業務と切り分けて考えているように受け取っています。実際に、奈良県の広域化事例においても、消防団に関する事務分掌は消防本部と「一律に」切り離したと伺っています。しかしながら、高知県においては火事や災害時における消防団が果たす役割は非常に大きく、地域によっては常備消防を大きく上回っている実態があります。消防団に関する議論無しに、常備消防だけを広域化すればいいでは、住民サービスに責任ある対応とはならないと考えます。	現在の各消防本部は消防団と緊密な連携を図っており、基本計画案では、広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持するための取組を推進することとしています。
50	第3章 広域化対象市町村の組み合わせ	⑤見通し 広域化を検討する中で、本部機能の統合と、指令センター（出動計画等）統合の2点が、とても大きな検討課題と感じます。現在の計画ではこれらの課題を同時進行で進めることとされております。またそれによって、試算ではコストダウンが見込める指令センター統合までの間、本部機能の統合に伴って市町村財政負担が増す見込みとなっています。指令センターの統合を先行して検討（実施）することにより、課題検討に係る業務を集中することができ、またコストダウン後に本部機能集約の費用が発生することで、市町村の財政負担も緩和されるのではないのでしょうか。	消防広域化は、消防本部機能の統合による余力を現場に振り向けることで、現場力を確保していくことを目的としています。郡部の小規模消防本部では、既に人材確保が困難となっていることから、人材確保の取組や消防本部機能の統合を指令センターの共同運用に先立って早期に行うことで、現場力の確保につながると考えています。
51	全般	今回の高知県知事の立ち上げた「高知県消防広域化構想」は南海トラフ地震を含む災害対策に、必然だと考えている一人です。	切迫度が年々高まっている南海トラフ地震による甚大な被害への備えに加え、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、高齢化に伴う救急需要の増加への対応も急務となっており、消防に対する県民の期待は一層高まっています。消防広域化は、限られた人材と財源を生かし、県全体で持続可能な消防体制を確立しようとするものであり、大規模災害時等への対応力が強化され、迅速で効果的な災害対応が可能になります。
52	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1. 組織図について、構想の様な形態ではなく東京消防庁の様な形態、高知県警の組織図の形態にすべきであると考えます。	広域化後の組織体系については、市町村長の子承を得た基本計画案を基にして、他の消防広域化の事例を参考にしつつ、実務的な検討を深めていく必要があると考えています。

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
53	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	2. 本部計画場所は高知市ですが、広域化に合わせれば、南国市の高速道路につながる、東道路から北、領石の四国銀行の事務センターのある団地周辺、国分川から北側、または、香南市に置くべきであると考えます。 (2案) (浸水範囲外で高台で広い面積が必要、ヘリ発着や物資輸送など)	基本計画案において、広域連合の本部については、高知市が地理的に県中央部に位置し、県人口の約半分を占めていることに加え、国及び県等の官公庁へアクセスも良好なこと、さらに、広域化に当たっては高知市消防局が中核的な役割を果たすこと等を考慮し、高知市に設置することとしています。 この点については、県内全ての市町村長や消防長との共通理解に達していると考えています。
54	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	3. 本部組織の中に東京消防庁の様な「防災部」を計画に入れていただき、「防災部、防災安全課、防災福祉係」を、ここで、Net119やFax119等の福祉関連の通報担当部署とすることを提案する。 当然のこと仁淀川町のスマートメーター活用の実証実験中の見守りシステムも含まれます。	(No. 52への回答と同じ) 広域化後の組織体系については、市町村長の了承を得た基本計画案を基にして、他の消防広域化の事例を参考にしつつ、実務的な検討を深めていく必要があると考えています。
55	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	4. NTTのアナログ回線が2035年に廃止、通信形態が変更になる計画ですので、スマートメーター通信網を活用すべきであると考えます。	基本計画案においては、「デジタル化推進室(仮称)」の設置を掲げており、この室が機能することにより、様々な業務のデジタル化が進むと考えています。
56	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	5. 「防災部、防災安全課、防災福祉係」は高齢者支援課、障害福祉課、包括支援センター、社会福祉協議会、児童委員協議会、との連携機関となる、そして、福祉を目的とした火災を含む、非常通報装置の発報受付機関とすべきだと考えます。	福祉を目的とした機関のあり方は、市町村の関係課と協議して検討する必要があると考えます。
57	その他	6. 仁淀川町のスマートメーター活用の見守りシステムは私からすれば、未完成。東京都の見守りシステムの一つにある(高知市の見守りシステム紹介先にもある)、アルソックやセコムのような見守りシステム方式であるべきです。現在実験は3年目に入り、四国電力発送配電側からそろそろ実証に移してと要求されていると確認しています。この3年間、スマートメーター活用プロジェクトチームには上記のアルソック、セコム方式を見習うべきだ提言しましたが、受け入れられず、まして、通信用無線装置に停電対応電池が無いことも問題視していますが、、、いまだに回答は有りません。	(No. 55への回答と同じ) 基本計画案においては、「デジタル化推進室(仮称)」の設置を掲げており、この室が機能することにより、様々な業務のデジタル化が進むと考えています。
58	その他	7. スマートメーター活用の火災通報や見守りシステムの利用について、個別管理や任意集合管理、纏めれば、町管理、村管理、大きくは、各市管理、県管理、も出来ます、町内会ごとの管理もできます。(メールでの受診受付となります) 理由は電気メーターには個別のお客様番号で管理されているからです。ぜひ検討を、、、。	同上
59	その他	8. 東京都の高齢者の見守りシステムの必要性について、火災発生50パーセントあまりは高齢者の住まいであるとも、、、その火災を小さいうちに発見したい、そうすることにより、人命や近隣の延焼を防ぐことが出来、安心安全につながると考え「高齢者家庭の見守りシステム」に重点を置いていると聞いています。	同上

No	項目	ご意見の内容	県の考え方
60	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	○指令センターへの集約 119番受信と出場指令はできるのでしょうか、災害現場や現地本部との無線通信や情報収集、指令センター側から現場への情報共有などはどのようにされるのでしょうか？各地に沿革の無線基地局を設けることになるのでしょうか、方面本部や現署所に24時間詰める連絡担当がいないと、指令センターが担う事になるかと思えます。県下全域の現場の状況を指令センターのみで把握し、的確な情報共有ができるのか疑問です。	消防指令システムには、消防署や車両搭載の機器、現場用タブレットとの間でリアルタイムに情報共有する機能があります。 この機能を活用すれば、指令センターや消防署、現場に出動した職員等がそれぞれで入力した情報を職員間で共有することができます。 通信環境の整備に関する具体的な内容については、市町村間で協議しながら実務的な検討を深めていく必要があると考えています。
61	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	○隊員数増について 現在の各本部の隊員数の考え方に差があります。仁淀消防の消防署では救急隊が出場した場合はポンプ車や救助工作車の運用が2名になります。広域化される際には「この人数では安全管理ができない」と、広域本部から町村に対して増員を求められるのでしょうか、この場合、町村は人件費を捻出して増員するか、分署のポンプ隊を無くすなど消防力を落として増員するか、広域本部の意向を無視して少ない人員のままで進めるかになるかと思われまます。 この場合、広域本部から増員を求められているものの受益市町村が人件費を支出する事になるのか、広域本部が支出することになるのか。また広域本部からの増員依頼に対応するため、町村が消防サービスを落とすようなことがあった場合、県の申している「現在のサービスを落とさない」に反する事になってくようかと思えます。	職員の配置や人件費負担のあり方に関する具体的な内容については、各消防本部の実情を踏まえ、実施計画の策定過程の中で、市町村間で協議しながら検討していく必要があると考えています。
62	全般	広域化には賛成です。 他にも気になる点はありますが、実行計画の策定で洗い出す事になると思われまます。 短期間で市町村の議決まで進めるのは困難ですが、30年、50年先の高知県の消防を考えると、広域化は避けて通れない部分です。県、市町村、各本部、住民、共々いい方向に流れるように頑張ってみましょう。	消防広域化にご理解をいただいているご意見を踏まえ、引き続き丁寧に議論していきたいと考えています。